

## 市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会要綱

### (名称)

第1条 本懇談会は、市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 懇談会は、市川海岸塩浜地区の護岸の整備について、地域の参加を得ながら、「三番瀬再生計画」を踏まえた事業の推進を図るため、下記に掲げる事項について、助言を得ることを目的とする。

（1）護岸構造とその配置計画（背後地利用計画との調整を含む。）

（2）環境調査（護岸施工に伴う陸域・海域への影響把握。）

（3）工事施工計画

なお、懇談会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

### (委員及び任期)

第3条 委員の構成、定数は別表1のとおりとし、知事が依頼する。

2 委員の任期は、依頼を承諾した日から当該年度末までとする。

なお、委員の再任は妨げない。

### (座長)

第4条 懇談会には座長1名及び副座長1名を置き、学識者がその職務を行う。

2 座長は、知事の指名による。

3 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。

4 副座長は、座長の指名により定める。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (懇談会)

第5条 懇談会は、知事が招集する。

### (会議（懇談会を除く）)

第6条 懇談会の円滑な運営を図るために、必要に応じ会議（懇談会を除く）（以下「会議」という。）を開催することができる。

2 会議は、次条第3項に規定する事務局長が招集する。

### (事務局)

第7条 事務局は、県土整備部河川整備課（塩浜2丁目、3丁目に係る事務）に置く。

2 事務局は、懇談会の運営に必要な事務を行う。

3 事務局長は、県土整備部河川整備課海岸砂防室長の職にある者とする。

### (議事の公開)

第8条 懇談会は、公開するものとする。

### (補則)

第9条 この要綱に定めるものの他、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附則

- 1 この要綱は、平成27年10月15日から施行する。
- 2 猥談会は、施行の日から平成28年度末までの間に限って設置する。

別表1

(委員の構成及び定数)

構成	定数
1 学識経験者	10名以内
2 漁業関係者	
3 地元住民	

新旧対照表

○市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会要綱

新	旧
<p><b>市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会要綱</b></p>	<p><b>市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会要綱</b></p>
<p><b>(名称)</b> 第1条 本懇談会は、市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。</p>	<p><b>(名称)</b> 第1条 本懇談会は、市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。</p>
<p><b>(目的)</b> 第2条 懇談会は、市川海岸塩浜地区の護岸の整備について、地域の参加を得ながら、「三番瀬再生計画」を踏まえた事業の推進を図るため、下記に掲げる事項について、助言を得ることを目的とする。 (1) 護岸構造とその配置計画（背後地利用計画との調整を含む。） (2) 環境調査（護岸施工に伴う陸域・海域への影響把握。） (3) 工事施工計画 なお、懇談会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。</p>	<p><b>(目的)</b> 第2条 懇談会は、市川海岸塩浜地区の護岸の整備について、地域の参加を得ながら、「三番瀬再生計画」を踏まえた事業の推進を図るため、下記に掲げる事項について、助言を得ることを目的とする。 (1) 護岸構造とその配置計画（背後地利用計画との調整を含む。） (2) 環境調査（護岸施工に伴う陸域・海域への影響把握。） (3) 工事施工計画 なお、懇談会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。</p>
<p><b>(委員及び任期)</b> 第3条 委員の構成、定数は別表1のとおりとし、知事が依頼する。 2 委員の任期は、依頼を承諾した日から当該年度末までとする。 なお、委員の再任は妨げない。</p>	<p><b>(委員及び任期)</b> 第3条 委員の構成、定数は別表1のとおりとし、知事が依頼する。 2 委員の任期は、依頼を承諾した日から当該年度末までとする。 なお、委員の再任は妨げない。</p>
<p><b>(座長)</b> 第4条 懇談会には座長1名及び副座長1名を置き、学識者がその</p>	<p><b>(座長)</b> 第4条 懇談会には座長1名及び副座長1名を置き、学識者がその</p>

<p>職務を行う。</p> <p>2 座長は、知事の指名による。</p> <p>3 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。</p> <p>4 副座長は、座長の指名により定める。</p> <p>5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p><b>(懇談会)</b></p> <p>第5条 懇談会は、知事が招集する。</p> <p><b>(会議（懇談会を除く）)</b></p> <p>第6条 懇談会の円滑な運営を図るため、必要に応じ会議（懇談会を除く（以下「会議」という。）を開催することができる。</p> <p>2 会議は、次条3項に規定する事務局長が招集する。</p> <p><b>(事務局)</b></p> <p>第7条 事務局は、県土整備部河川整備課（塩浜2丁目、3丁目に係る事務）<del>及び環境生活部環境政策課（塩浜1丁目に係る事務）</del>に置く。</p> <p>2 事務局は、懇談会の運営に必要な事務を行う。</p> <p>3 事務局長は、県土整備部河川整備課海岸砂防室長の職にある者とする。</p> <p><b>(議事の公開)</b></p> <p>第8条 懇談会は、公開するものとする。</p> <p><b>(補則)</b></p> <p>第9条 この要綱に定めるものの他、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。</p>	<p>職務を行う。</p> <p>2 座長は、知事の指名による。</p> <p>3 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。</p> <p>4 副座長は、座長の指名により定める。</p> <p>5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p><b>(懇談会)</b></p> <p>第5条 懇談会は、知事が招集する。</p> <p><b>(会議（懇談会を除く）)</b></p> <p>第6条 懇談会の円滑な運営を図るため、必要に応じ会議（懇談会を除く（以下「会議」という。）を開催することができる。</p> <p>2 会議は、次条3項に規定する事務局長が招集する。</p> <p><b>(事務局)</b></p> <p>第7条 事務局は、県土整備部河川整備課（塩浜2丁目、3丁目に係る事務）及び環境生活部環境政策課（塩浜1丁目に係る事務）に置く。</p> <p>2 事務局は、懇談会の運営に必要な事務を行う。</p> <p>3 事務局長は、県土整備部河川整備課海岸砂防室長の職にある者とする。</p> <p><b>(議事の公開)</b></p> <p>第8条 懇談会は、公開するものとする。</p> <p><b>(補則)</b></p> <p>第9条 この要綱に定めるものの他、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。</p>
--	---

**附則**

- 1 この要綱は、平成27年10月15日から施行する。
- 2 懇談会は、施行の日から平成28年度末までの間に限って設置する。

別表1

(委員の構成及び定数)

構成	定数
1 学識経験者	10名以内
2 漁業関係者	
3 地元住民	

**附則**

- 1 この要綱は、平成26年8月6日から施行する。
- 2 懇談会は、施行の日から平成28年度末までの間に限って設置する。

別表1

(委員の構成及び定数)

構成	定数
1 学識経験者	10名以内
2 漁業関係者	
3 地元住民	